

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき
が翌日
の翌日)

目次

◇規則 と畜場法施行細則の一部を改正する規則

◇告示 教育職員の免許状の授与

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

保安林の指定の解除

保安林予定森林

新たに行なおうとする土地改良事業計画の認可

土地改良事業計画書等の縦覧

土地改良区の設立の認可

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

◇教委告示 定例教育委員会の会議の招集

◇正誤 昭和四十二年十二月鳥取県告示第七百七十号中訂正

規則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十五号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和二十九年四月鳥取県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（と畜場番号）

第九条 省令第七条に規定する検印に係ると畜場番号は、次の表の上欄に掲げると畜場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| と畜場番号 | と畜場の名称 |
|-------|-----------------|
| 1 | 鳥取市宮と畜場 |
| 2 | 倉吉市宮と畜場 |
| 3 | 東伯町宮と畜場 |
| 4 | 米子市宮と畜場 |
| 5 | 株式会社大山ハム附属夜見と畜場 |

附則

この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百十二号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一

項の規定により告示する。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | | |
|------------------|---------------|--------|-----|
| 免許状の種類 | 番号 | 氏名 | 本籍地 |
| 幼稚園教諭 一級普通免許状 | 昭四二幼一 普第一号 | 戸次 絵美子 | 鳥取県 |
| " | 第二号 | 沢 純子 | " |

鳥取県告示第二百十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | |
|---------------|-----------|-------------|
| 辞 退 年 月 日 | 指定医療機関の名称 | 所 在 地 |
| 昭和四十二年十二月二十三日 | 萩野 薬局 | 鳥取市川端一丁目三番地 |

鳥取県告示第二百十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | | |
|------------|-------|-------------|-------|
| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 | 開設者 |
| 昭和四十三年三月十日 | 萩野 薬局 | 鳥取市川端一丁目三番地 | 萩野 邦雄 |

鳥取県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字上浜一七〇三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 解除の理由
宅地造成のため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字未用字毛無山二二三二の一、二二三二の六四から二二三二の一〇六まで、大字水谷字太郎右衛門谷東平一〇一六、一〇一七の二から一〇一七の五まで、一〇一八、字稗山一〇一九の二から一〇一九の五まで、字西ノ谷之奥一〇二八の二から一〇二八の四まで、字土落一一一〇の二から一一一〇の四まで、字御崎谷一一一四の二、一一一四の三、一一一四の五、一一一四の六

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百十七号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字殿字一ノ奥二一七、八頭郡若桜町大字来見野字横住一三四六の二、大字岩屋堂字馬場ノ上四六六の一、智頭町大字八河谷字綾木谷山五〇七の一、字綾木谷東平口五三八、五三八の一、大字市瀬字落三二八二の四、西伯郡西伯町大字大木屋字仲間山三四七

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十八号

昭和四十二年十一月十日付けで宇野山土地改良区から申請のあった新たに行なおうとする土地改良(農地造成)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年三月二十三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字宇野 宇野山土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十九号

昭和四十二年十一月二十八日付けで西伯郡西伯町大字原八二七番地遠藤己一郎ほか十五人の者から申請のあった大國第二土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年三月二十三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十号

米子市大崎七八〇番地木村賢ほか二十一人の者から申請のあった中海土地改良区の設立については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十二日認可したので、

同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十一号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年三月二十二日から施行する。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める

別表

- 東京都 鹿児島県 福島県 大分県 和歌山県 奈良県 静岡県 栃木県
- 宮城県 岡山県 三重県 神奈川県 愛媛県 滋賀県 香川県 宮崎県
- 茨城県 徳島県 石川県 金沢市 同県加賀市 千葉県東葛飾郡
- 岩手県胆沢郡 北海道旭川市 長崎県福江市 同県南松浦郡 広島県福山市
- 同県賀茂郡

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日時 昭和四十三年三月二十六日 午後一時三十分
- 二 場所 鳥取市吉方三二〇 白兔荘
- 三 議題 1 教職員人事について
2 その他

正 誤

昭和四十二年十二月鳥取県告示第七百七十号(保安林にする旨の通知について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 下 終わりから 字長左衛門谷四〇二から
十一、十 五ら四〇九まで 四〇九まで

五 上 七 下五の四 下モ田口二五の四

〃 〃 八 モ田口二三二 三二二

六 〃 五 六一四の一七、六一五 六一四の一七

〃 〃 六 六一四の一七、六一五の一一まで 六一五の一から六一五の一一まで